

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

埼玉国民年金 事案 4704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月

昭和 61 年 10 月に国民年金に加入してから、母が、自分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 11 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の母も、国民年金の被保険者であった全ての期間について保険料を納付していることから、納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の被保険者であった昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月までの保険料は納付済みである上、その直後であり、1 か月と短期間である申立期間の保険料を、申立人に係る保険料を納付していたとしている申立人の母が納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 6 月まで

私は、A 区役所で国民年金の加入手続を行った際に過去の未納分を納付するかどうかで職員と口論になったことを覚えている。また、その後保険料を納付した覚えがあり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区役所で国民年金の加入手続を行った後に保険料を納付した覚えがあるとしているところ、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、当該期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人が国民年金の加入手続をとりながら保険料を全く納付しなかったとは考え難く、申立人は A 区役所で何回かに分けて保険料を納付したとしていることから、当時、現年度納付が可能であった当該期間の保険料を納付していた可能性が高いと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 4 月頃の時点では、遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしており、当該期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人が昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の必要性を理解していたので、昭和 52 年 1 月の会社退職後に国民年金の加入手続を行った。それ以降、きちんと保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月の会社退職後に国民年金の加入手続を行い、それ以降、きちんと保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無い上、昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月までの期間は付加年金保険料も納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年3月まで

私は、会社を辞めた後に国民年金に加入し、将来のことを考え、納付していない期間があったら嫌なので国民年金保険料を納付してきた。市役所の窓口で未納分の保険料を納付したい旨を相談したところ、国民年金に加入した年度と申立期間の納付書を郵送すると言われた記憶があり、まとめて保険料を納付した記憶がある。また、私の「保険料を納めていない期間はありませんか。」との問いに「納付していない期間はない。」との回答をもらっている。今回、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。保険料を納付してあるはずなので精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った頃に申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成3年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、オンラインの国民年金保険料の納付記録により国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成3年9月頃の後同年4月から同年8月までの保険料をまとめて納付したものと推認できることから、当該記号番号が払い出された頃に、申立人が申立期間の保険料を遡って納付した可能性は否定できない上、申立期間以外に未納は無く、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料約5万円を納付したとしているところ、申立期間の実際の保険料は5万400円であり、申立人の主張する額におおむね一致することから、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする主張に信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、大学を卒業した後に、1年間専門学校に通った後の昭和53年4月頃からA店に就職し、その日に同店の店長に付き添われてB市役所（現在は、C市D区）E支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らB市役所E支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、郵送された納付書と保険料額をその母に渡し、その母が、F郵便局かG銀行（現在は、H銀行）I支店で遡って保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和54年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は遡って納付できた期間である。

また、申立人は、その母が国民年金保険料を納付していたと申述しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないものの、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和54年6月以降の同年8月30日に同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付していることが、国民年金保険料検認全リスト（昭和55年5月1日現在、B市作成）により確認できることから、申立期間の保険料についてもその母が遡って納付した可能性は否定できない上、申立期間以降に未納は無く、前納や口座振替で保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、24か月と比較的短期間の保険料を納付できなかった特段の事情は

見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料約6万円を納付したとしているところ、申立期間の実際の保険料は5万9,160円であり、申立人が主張する額におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月にそれまで勤務していた会社を退職し、その際に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納め忘れないように一括納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月にそれまで勤務していた会社を退職し、その際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は一括納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 51 年 7 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和 50 年 4 月から 60 歳に達する前月の平成 23 年*月までの国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年12月まで
② 平成18年6月から同年8月まで

申立期間①について、私は、平成3年頃、夫の勤務している会社から扶養をはずされ、4年頃、自ら国民年金の加入手続をしなくてはならないことを知り、A市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料の納付については、平成6年12月頃に同市役所窓口へ行き「平成3年、4年、5年の一部の保険料は既に時効で納付できない。」とのことであったが、30万円以上のお金を持参し、申立期間①の保険料をその場で一括納付したはずである。

申立期間②について、私は、平成18年4月から同年6月までの保険料を市役所窓口において納付した後、同年9月に社会保険事務所（当時）に行き、同年7月及び同年8月の保険料をその場で納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成6年5月から同年12月までの期間について、申立人は、3年頃、夫の勤務している会社から扶養をはずされ、4年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、6年12月頃に遡って保険料を納付したとしている。これについて、申立人の所持する年金手帳には、申立人は昭和61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得、平成3年12月1日にその第3号被保険者の資格を喪失すると同時に第1号被保険者の資格を取得（種別変更）したことが記載されているところ、オン

ライン記録によると、「平成8年6月27日」に申立人の第3号被保険者の資格喪失日（平成3年12月1日）及び第1号被保険者の資格取得日（平成3年12月1日）の種別変更の処理が行われていることが確認できる。このことから、当該種別変更の処理が行われた8年6月27日までは、納付を要しない第3号被保険者の期間であったものが、当該種別変更の処理が行われたことにより遡って未納とされたと考えられ、申立期間①のうち6年5月から同年12月までの期間は、その種別変更の処理が行われた8年6月27日時点では、遡って国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人は保険料の納付について、一部の保険料は既に時効で納付できなかったが、30万円以上のお金を持参し、保険料を一括納付したとしているところ、申立人に係るオンラインの納付記録によると、申立期間①直後の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料は、9年2月以降に遡って納付した記録になっており、このことから、当該種別変更の処理が行われた8年6月27日時点で、納付できる申立期間①のうち6年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料を、申立人が遡って納付した可能性を否定できず、8か月間と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成5年4月から6年4月までの期間について、上記1に記述したとおり申立人の種別変更の処理が行われた8年6月27日の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、本申立事案の口頭意見陳述において、申立人は平成8年及び9年の確定申告書を持参し提示したが、当該申立期間の国民年金保険料に該当する領収書の貼付や記載は見当たらなかったほか、当該申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 3 申立期間②について、申立人は、平成18年4月から同年6月までの保険料を市役所窓口において納付した後、同年9月に社会保険事務所において、同年7月及び同年8月の保険料をその場で納付したとしているが、申立人は、国民年金の任意加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は満 60 歳に達する前日の「平成 18 年*月*日」に国民年金の強制加入の資格を喪失した後、国民年金の任意加入の資格を「平成 18 年 9 月 19 日」に取得したと記録されていることから、申立期間②は未加入期間であると推認され、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、A市から徴した申立人の「平成 18 年分市県民税所得課税証明書（A市証明）」の社会保険料欄には「124,740 円」と記載されているところ、これは、申立人のオンライン記録において納付済みとされている、平成 18 年 4 月、同年 5 月の 2 か月及び同年 9 月から 19 年 3 月までの 7 か月の合計 9 か月分の国民年金保険料額 12 万 4,740 円（1 万 3,860 円×9 か月）と一致する上、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、本申立事案の口頭意見陳述においては、当該期間の国民年金任意加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 4 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで
日本年金機構の記録では、株式会社Aに勤務していた平成6年10月から7年9月までの標準報酬月額が26万円であるが、保管していた給与明細書による報酬額は38万円である。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B基金提出の厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届（平成6年8月作成）により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は38万円であることが確認できるとともに、同基金は当該届は5枚複写式であったと回答している。

さらに、上記算定基礎届の同じページに記載されている申立人以外の同僚3人については、申立期間の同算定基礎届の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から同年9月11日まで
昭和59年5月2日にB株式会社に入社し、その後社名は株式会社A(平成8年7月1日以降)に変わり平成16年11月末に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された平成8年分給与支払報告書(源泉徴収票)により、申立人は申立期間に株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払報告書(源泉徴収票)において確認できる保険料控除額から32万円と推認できること、申立人の平成8年6月のオンライン記録が32万円であること、及び同僚の給料支払明細書において、申立期間の標準報酬月額が同年6月の標準報酬月額と同額であることから32万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、平成8年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の

要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年9月を30万円、同年10月から8年9月までを32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年9月1日から8年10月31日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成8年4月から同年9月までの標準報酬月額が同年4月1日に遡って32万円から15万円に引き下げられ、その後さらに、7年9月から8年9月までの標準報酬月額が、7年9月1日に遡って9万8,000円に引き下げられているのはおかしい。給料は下がっていないので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年9月までは30万円、7年10月から8年9月までは32万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、申立人を含む22人の標準報酬月額の記録が同年4月1日に遡って引き下げられており、申立人の標準報酬月額について、同年4月から同年9月までは15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aが適用事業所でなくなった平成8年10月31日以後の、同年11月1日付けでも申立人を含む19人の標準報酬月額の記録が、7年9月1日に遡って2回目の遡及訂正が行われており、申立人の標準報酬月額について、同年9月から8年8月までは9万8,000円、同年9月は30万円に遡及訂正されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの代表取締役は、「申立人を含めて社員の給与や保険料控除額を下げたことは無い。遡及訂正当時、社会保険料の滞納があり、B社会保険事務所（当時）の職員から滞納金の減額処理方法を記

載した文書が提示され、内容をよく理解しないまま、社会保険事務担当者に書類に押印して処理するよう指示した。申立人は取締役ではなく、営業担当であり社会保険事務に関与していなかった。」と供述している。

また、申立人の雇用保険受給資格者証の記録によると、株式会社Aの平成8年10月31日の離職時の賃金日額は1万1,016円と記録されており、離職前6か月間の賃金月額が33万480円となることから、当該期間の標準報酬月額が、遡及訂正前の32万円であったと推認できる。

さらに、申立人と同様に2回にわたり遡及減額訂正されている同僚の給与明細書によると、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正前のオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年9月を30万円、同年10月から8年9月までを32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)の資格取得日に係る記録を昭和49年3月7日、資格喪失日に係る記録を同年5月26日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月上旬から同年5月下旬まで

A株式会社に昭和48年3月12日から同年8月21日までC職として勤務し、一旦退職した後、再入社した。申立期間のうち2か月くらいC職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A株式会社に再入社したのは昭和49年の自分の誕生日頃であり、再退職は同年5月の給与をもらった後だった。」と主張しているところ、同僚の一人は「申立人が再入社した理由は、前任者が退職しC職に欠員が出たので自分が誘ったからであり、申立人が再入社した時期は昭和49年3月上旬だったと思う。」とし、ほかの同僚も「給与支給日は毎月25日だったと思う。」と供述しており、申立人の主張する再入社時期と再退職時期が、同僚の供述とおおむね一致することから、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務し、同社に係る再入社日は同年3月7日、再退職日は同年5月25日であると推認できる。

また、同僚の供述から、申立期間当時のA株式会社において、申立人と同職種のC職の人数は、申立人を含め4人だったと考えられ、申立人以外のC職3人には全員、厚生年金保険の被保険者記録がある上、申立期間に

同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員数と、申立人や同僚の供述から得られる当該本社の従業員数とを比較すると、同被保険者名簿の人数が大幅に上回ることから、同社は従業員を積極的に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和48年7月(当初のA株式会社勤務時)の標準報酬月額の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存しておらず、不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月7日から同年5月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間①の標準報酬月額を、平成3年2月から4年9月までは47万円、同年10月から6年3月までは53万円に訂正することが必要である。

2 申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成6年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成6年4月1日、資格喪失日は7年2月26日であると認められることから、株式会社Bの資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から7年2月26日まで

昭和60年4月2日から平成6年3月31日まで株式会社Aに勤務し、同年4月1日から7年11月30日まで株式会社Bに勤務していたが、株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額が3年2月まで遡及して訂正されており、当時の給与に比べて低い記録になっている。また、株式会社Bの厚生年金保険加入記録は遡及して全て取り消され、当該期間が株式会社Aの被保険者期間として追加されている上、その標準報酬月額も当時の給与に比べて低い記録になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立期間①に係る申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者記録については、当初、標準報酬月額が平成3年2月から4年9月まで47万円、同年10月から6年3月まで53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である7年2月26日より後の同年4月6日付けで、3年2月に遡及して標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該訂正処理日において、申立人のほか株式会社Aの役員3人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の供述から、申立期間当時は株式会社Aの経営状態が悪かったことがうかがえる。

加えて、株式会社AはC組合及びD基金に加入していたところ、申立人に係る同健康保険組合の被保険者記録及び同厚生年金基金の加入員記録により、申立期間①に係る標準報酬月額は遡及訂正処理前のオンライン記録と一致している。

一方、商業登記簿において申立人が株式会社Aの取締役であったことが確認できるところ、申立人によれば、当時、同社は社会保険料を滞納しており、自身が財務及び経理担当であったことから、滞納保険料の件で社会保険事務所を訪れたことがあるが、資格記録について訂正が行われたことは知らず、社会保険事務担当者は別の社員だったとしているところ、同僚の一人も申立人以外の社員が社会保険事務担当者だったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aに係る記録について、標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の同社に係る申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録に訂正することが必要と認められることから、当該期間の標準報酬月額は3年2月から4年9月までは47万円、同年10月から6年3月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

2 オンライン記録によれば、申立期間②に係る申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の被保険者記録については、当初、資格取得日が平成6年4月1日、資格取得時の標準報酬月額は53万円、同年10月1日の定時決定により標準報酬月額53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）である7年2月26日より後の同年4月6日付けで、当該記録

が資格取得時に遡って取り消された上、同日付けで株式会社Aの資格喪失日（6年4月1日）を取り消し、株式会社Bの全喪日と同日の7年2月26日に資格喪失日が訂正され、6年4月から同年10月までの標準報酬月額が8万円、同年11月から7年1月までは9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該処理日において、申立人のほか16人の社員が申立人と同様に、平成6年4月1日の資格取得日に遡及して株式会社Bの厚生年金保険被保険者記録が取得時に遡って取消処理され、株式会社Aの厚生年金保険被保険者記録に訂正されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の供述から、申立期間当時は株式会社Bの経営状態が悪かったことがうかがえる。

加えて、株式会社A及び株式会社BはC組合及びD基金に加入していたところ、申立人に係る同健康保険組合の被保険者記録及び同厚生年金基金の加入員記録によれば、株式会社Bの資格取得日及び標準報酬月額は遡及訂正処理前のオンライン記録と一致しており、株式会社Aの資格喪失日は平成6年4月1日、株式会社Bの資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である7年2月26日となっている上、両社の雇用保険記録も訂正前のオンライン記録と一致する。

一方、商業登記簿において申立人が株式会社Bの取締役であったことが確認できるところ、申立人によれば、当時、同社は社会保険料を滞納しており、自身が経理担当であったことから、滞納保険料の件で社会保険事務所を訪れたことがあるが、資格記録について訂正が行われたことは知らず、社会保険事務担当者は別の社員だったとしているところ、同僚の一人も申立人以外の社員が社会保険事務担当者だったと供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の株式会社Bに係る記録について、資格取得時に遡って記録を取り消した上、株式会社Aの資格喪失処理を取り消す処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、申立人の株式会社Aに係る資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月1日に訂正することが必要と認められ、株式会社Bに係る資格取得日は6年4月1日、資格喪失日を7年2月26日とすることが必要と認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、当初のオンライン記録より、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは、当初のオンライン記録及び6年11月の等級改定により、59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年8月1日まで

オンライン記録を確認したところ、A株式会社からB株式会社に出向していた申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与の額と比較して著しく低額となっていることが判明した。当時、出向の際の労働条件は出向前と変わらないと言われて出向したにもかかわらず、標準報酬月額が低額となっていることは納得がいかないもので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった「C」の決裁記録及び出向契約書並びにオンライン記録から、申立人は平成4年7月1日に同社D工場から同社本社に異動し、同日付けで同社本社からB株式会社に出向していることが確認できる。

また、A株式会社は「当時の資料は無いが、厚生年金保険料を以前と変わらない額で控除していたが、被保険者資格取得届に誤って低い標準報酬月額を記入して届出をした。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期（平成4年7月1日）にA株式会社からB株式会社に出向した元同僚は出向期間中に標準報酬月額を減額されておらず、また、申立人と同時期にほかの関連会社に出

向した複数の元同僚にも標準報酬月額が減額された記録は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 38 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場の資格取得日に係る記録を昭和21年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社D工場の資格取得日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和22年3月1日から同年4月19日まで
③ 昭和37年9月11日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、申立期間①、②及び③が欠落している。申立期間①及び②については、A株式会社に継続して勤務していた。また、申立期間③については、E株式会社F工場からB株式会社のグループ会社の株式会社Gに転籍したのであり、勤務は継続していた。上記申立期間を被保険者期間に認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B株式会社が保管する従業員名簿の記録等により、当該期間について同社に継続して勤務し（昭和21年2月1日に

同社H本社から同社C工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所(当時)の事業所索引簿によると、A株式会社C工場は、昭和21年4月1日に適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所としての記録が無い。しかしながら、申立期間①においても5人以上の従業員の在籍が確認できることから、申立期間①においても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社C工場に係る昭和21年4月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、当該期間については、適用事業所の要件を満たした事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、上述のB株式会社が保管する従業員名簿等の記録により、当該期間について同社に継続して勤務し(昭和22年3月1日に同社C工場から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社D工場に係る昭和22年4月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、B株式会社が保管する従業員名簿の記録によると、申立人はE株式会社を昭和37年9月*日に退社したことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和37年10月1日に株式会社Gにおいて被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間③については、E株式会社F工場からB株式会社のグループ会社の株式会社Gに転籍したのであり、勤務は継続していた。」と申述しているが、B株式会社は株式会社Gについて、「B株式会社のグループ会社ではない。」としており、株式会社Gを統括するI株式会社は、「申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日については、当時の資料が保管されていないため不明。」としていることから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 6 月に結婚して以来転居したことはなく、結婚後は同じ方法で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 6 月に結婚した後は申立期間を含めて同じ方法で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、58 年 4 月 1 日に国民年金の資格喪失をしたことが記載されており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料について納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月まで

私が大学生であった平成 2 年 5 月頃、国民年金のポスターを見て 20 歳からの納付義務があることを知り、A 区役所の窓口で 20 歳からの分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成 2 年 5 月頃にまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 4 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、平成 2 年 6 月から 3 年 3 月までの期間、同年 11 月から 4 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料が同年 8 月頃に納付済みとなっており、その保険料額は、申立人が 2 年 5 月頃に納付したとする約 20 万円の保険料額とほぼ一致することから、申立人がまとめて納付した期間は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は今までに交付された国民年金手帳は 1 冊だけだとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4708

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から59年12月まで

私は勤務していた会社を退職した昭和54年6月に、A区役所B所に年金手帳を持参し、国民年金の加入手続を行ったと思う。その時に国民健康保険にも加入しており、国民健康保険料や住民税を納付していたので、国民年金保険料も納付書が送付されていたならば、毎月金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職した昭和54年6月に、A区役所B所に年金手帳を持参し、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63年6月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、オンライン記録によると、申立期間は同年同月21日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は66か月と長期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は平成4年2月に結婚し、同年3月に勤めていた会社を退職した際に、会社の上司からすぐに市役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続をするようにアドバイスされた。私はすぐにA市役所B所に行き、国民年金の加入手続をし、その時に保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に勤めていた会社を退職し、すぐにA市役所B所に行き、国民年金の加入手続をし、その時に保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年12月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、A市では申立期間当時はB所の窓口では保険料の収納はしていなかったとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の平成4年4月から6年3月までの保険料を遡って納付していることが確認でき、4年4月から同年7月までの保険料は6年5月6日に納付されており、その時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4710 (事案 4189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 58 年 3 月まで
私が 20 歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。
保険料は、昭和 54 年 3 月までは A 市で納付してくれ、私が大学在学中の同年 4 月から 58 年 3 月までは、母が上京してきた時に B 区で納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時にその母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとしているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明であり、また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 4 月 12 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに際し、申立期間の納付をうかがわせる新たな証拠を提出しておらず、当委員会において申立人の国民年金手帳記号番号について再度調査したものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな資料や事情は認められないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から47年9月まで
20歳になった昭和46年*月頃、A町役場（現在は、B市C支所）から連絡があり、父が代行して納税組合で国民年金に加入し、隣組長が集金に来ていたので国民年金の保険料を納めた。
父が国民年金に加入して保険料を納めていたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃、A町役場から連絡があり、その父がD納税組合で国民年金に加入し、その父がその父母の分と一緒に集金に来ていた隣組長に申立期間の国民年金の保険料を納めたとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその父は既に他界しており、その母も他界していることから証言を得られず、申立人はこれらに直接関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年5月頃にA町（平成18年にB市と合併）ではなくB市において払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、B市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和51年5月であり、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することがで

きない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

平成4年*月*日の20歳の誕生日の前日に自分が直接、A市役所へ出向き、当時、学生であったことから国民年金の免除申請を行ったのに、同年2月が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成4年*月*日の20歳の誕生日の前日に、自らA市役所に出向き、当時、学生であったことから国民年金の加入手続と同時に免除申請を行ったと申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成4年4月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間当時の免除申請は同年4月頃に行われたと考えられ、当時は、保険料の申請免除は免除申請した月の前月からであったことから、同年3月以降に申請免除されているオンライン記録に不自然な点は見られない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成4年3月から5年3月までの免除期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期に当たる4年4月6日に免除申請（同年9月4日に処理）した記録となっている。

さらに、申立人が申立期間について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月

申立期間については、私は会社を退職した昭和 54 年 9 月頃、A 市役所 B 所（現在は、C 市役所 D 区役所 E 支所）で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をした記憶がある。そのことは、年金手帳の国民年金の記録（1）でも確認できると思う。

たった 1 か月のことだが、私は申立期間を未納のままにしていなと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 9 月頃、A 市役所 B 所で国民年金の加入手続をし、同所において保険料額及び納付書の利用の有無については記憶に無いが、国民年金保険料を納付したと申述している。

しかしながら、C 市 D 区役所は、「昭和 54 年 9 月当時の A 市役所 B 所は、住民票や印鑑証明の取次ぎ業務のみであり、国民年金加入手続は不可能であった。」としていることから国民年金の加入状況が不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）の閲覧（A 市に係るもの）及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び平成 7 年 1 月から同年 3 月までの保険料の納付時期から同年 3 月及び 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、C 市 D 区役所は、「昭和 54 年 9 月当時の A 市役所 B 所は、現年度保険料だけが納付書を持参すれば納付可能であった。」としているところ、オンライン記録で

は申立期間に係る資格喪失年月日は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期の平成7年4月13日に追加入力されていることが記録されていることから、当該時点以前には申立期間は未加入期間であったと推認され、申立期間当時において納付書は発行されず、申立期間の保険料は納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人は、所持する年金手帳における国民年金の記録(1)の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄に「昭和54年9月1日」と記載されていることをもって、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、年金手帳における国民年金の記録(1)の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」は、制度上、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず被保険者資格を取得した年月日及び種別等を変更した年月日が記載されるものであって、保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの期間及び同年 9 月から 44 年 6 月までの期間の国民年金保険料は納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 45 年 7 月から 47 年 7 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料収納記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで
② 昭和 38 年 9 月から 44 年 6 月まで
③ 昭和 45 年 7 月から 47 年 7 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 50 年 12 月まで

私は、国民年金手帳を 2 冊保管している。

申立期間①について、母が A 区役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間②について、私は昭和 38 年 9 月に結婚し、私が B 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間③及び④について、私の現在の年金加入記録を確認してほしい。

申立期間①及び②は未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間③及び④については、現在の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、その母が A 区役所で申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行い、昭和 38 年 9 月に結婚した後の申立期間②については、申立人自身が B 区役所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしている。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は既に他界しており、証言が得られず、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人は健康上の理由から申述することができないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳を2冊保管しているとしているところ、1冊目の昭和36年4月1日発行と記載されている国民年金手帳の手帳記号番号*（住所は、C地A区D町）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、35年10月頃に払い出されたと推認され、かつ、当該手帳には資格取得年月日に「昭和35年11月26日」と記載されていることから、申立期間①の国民年金保険料を印紙により納付することは可能であるが、当該国民年金手帳の国民年金印紙検認記録及び国民年金印紙検認台帳のページには、いずれも納付したことを示す検認印や印紙は貼られていない上、申立人が32年4月から36年10月まで居住していたA区の後に居住したE区（昭和36年11月から38年4月まで居住）及びF区（38年5月から46年3月まで居住）の住所に関する記載も無く、当該国民年金手帳からは、申立期間①及び②の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が保管している2冊目の昭和44年9月20日発行と記載されている国民年金手帳の手帳記号番号*（住所は、C地B区G地）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年9月頃に払い出されたと推認され、かつ、当該手帳の資格取得年月日に「昭和44年7月20日」と記載されていることから、当該資格取得年月日以前となる申立期間①及び②の保険料は当該国民年金手帳を使用して納付することはできない上、当該国民年金手帳からも申立期間①及び②の保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に上記以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①及び②は合計99か月と長期間に及んでおり、かつ、A区、E区及びB区の3つの行政機関にまたがっており、これら3つの行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

2 申立期間③及び④について、申立人は、現在の年金記録を確認してほしいとしているところ、オンライン記録において申立期間③及び④の国民年金保険料は納付済みである。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間③及び④については、オンライン記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚（昭和 57 年 3 月）後、国民年金に任意で加入することを義母に相談したところ、付加年金の加入も勧められ、加入手続をした A 市役所 B 所の職員からも付加年金の加入を勧められたので、付加年金の加入手続も一緒に行った。加入後は、A 市役所 B 所又は C 郵便局において、納付書により国民年金保険料を含む付加保険料を納付した。

申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続をした A 市役所 B 所で、付加年金の加入手続も一緒に行ったとしている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は昭和 59 年 1 月 10 日に国民年金に任意加入したことが記載されているものの、申立期間当時、付加年金に加入した場合は、加入した市町村の担当者が年金手帳に付加年金に加入したことを示す表示、その加入年月日等を記載することになっているが、申立人の所持する年金手帳には、付加年金に加入したことを示す記載は見当たらない。

また、申立期間当時、付加年金加入者には、加入している市町村から定額保険料額と付加保険料額を併せた納付書が発行され、付加年金加入者はその発行された納付書により定額保険料額と付加保険料額の合計金額を納付する仕組みとされていた。これについて、オンライン記録として保存されている保険料の前納記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの 1 年分について、その金額には、付加保険料を含まない国民年金保険料の前納割引後の金額である 7 万 8,930 円が記録

されており、このことからすると、申立期間においては、付加保険料は納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4720 (事案 4299 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月まで

私の国民年金の加入手続は、母が A 市役所で行い、その時に、同市役所職員から、「数年間は遡って納付できる。」と説明を受け、納付書をもらい、母が納付期限までに金融機関で納付したはずである。母は、年金手帳に納付を開始した年月を「63 年 1 月・2 月分」とメモ書きしてから領収書を処分してしまったので、納付年月日や納付金額等が分からないが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が平成 3 年 6 月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出されたと推認される時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間であること、また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母は、年金手帳に保険料の納付を開始した年月を「63 年 1 月・2 月分」とメモ書きしてから領収書を処分してしまったので、納付年月日や納付金額等が分からないと証言し、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく 23 年 7 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな証拠や証言は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これまで

に収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更する事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年5月4日まで

A地B区内の米軍施設に住み込みながらC職としてD業務に従事した。昭和28年に、B区から米軍E基地の施設に移ったが、同年5月から米軍施設にF職として勤務するまで継続して勤務した。しかしながら、G所における厚生年金保険の資格喪失日は27年4月1日となっており、同年4月1日から28年5月4日まで加入記録に空白があることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年5月4日まで、米軍施設にC職として継続して勤務したと主張しているところ、G所（適用事業所名は、H）の事務を継承するI所は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明であると回答しており、同事務所が提出した申立人の厚生年金保険記録により、申立人は、G所において27年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、G所（H）は、昭和27年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む156人が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、156人のうち連絡先の判明した24人に照会し、19人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、回答が得られた19人のうち6人が昭和27年3月末でHのC職を辞めたと回答しており、そのうちの1人は、「駐留軍の過半数が帰国するから辞めるようにとの勧告があり、たくさんの方が27年3月末に辞め

た。私も雇い主が帰国するので同月末に辞めた。」と供述している。

一方、上記 19 人のうち 5 人は昭和 27 年 4 月以降も H に勤務したと回答しているが、そのうちの 1 人は、「G 所が昭和 27 年 3 月末に解散するので同年 4 月からは個人的に働くようにとの連絡があった。同年 3 月までは同所から給与をもらったが、同年 4 月以降は、雇い主から直接給与をもらった。」と供述しているところ、ほかの 2 人も、途中からは雇い主から直接給与をもらったと供述している。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 21 日から 42 年 10 月 1 日まで
昭和 39 年 3 月から 45 年 5 月まで A 株式会社 (現在は、B 株式会社) に継続勤務したが、41 年 3 月から 42 年 9 月までの期間について、それまでの標準報酬月額 (3 万 6,000 円) が、41 年 9 月までは 1 万 8,000 円、42 年 9 月までは 3 万円に減額になっており、間違っているので、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は、「当時、異動に伴う資格取得の際は、本給に通勤手当等を加えて標準報酬月額を届け出ており、超勤手当を含めていなかったため、標準報酬月額が下がることがあった。当該弊害を防ぐため、昭和 42 年 12 月から一括適用に改めた。」と回答している。

また、申立人と同時期の昭和 41 年 2 月に、異動に伴い標準報酬月額が減額したことが確認できる同僚の一人は、標準報酬月額が 3 万 9,000 円から 2 万円に (8 等級) 下がっているところ、「昭和 40 年 2 月から 41 年 2 月まで関連会社に出向し、週間出勤日数の相違により残業手当が増加したが、出向が解かれた時には残業が無くなり、元に戻った。」と供述しており、同時期に標準報酬月額が 3 万 3,000 円から 2 万 4,000 円に下がっている別の同僚も、「C 所では経理担当で残業が多かったが、異動後に残業は減った。」と供述している。

さらに、申立期間におけるほかの同僚も、所属事業所の変更前後におい

て標準報酬月額が1等級から9等級までの減額となっていることが、オンライン記録から確認できる。

加えて、申立人のオンライン記録に遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがえないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から同年9月30日まで
平成11年1月1日から標準報酬月額が34万円に下がっているが、前年の標準報酬月額41万円から下がった事実はない。報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を主張するとともに、「平成11年*月*日に通勤災害に遭遇し、同日以降申立期間はA株式会社(現在は、株式会社B)を休職し、その間の給与支給は無かった。」と申述しているところ、C労働基準監督署の回答より、申立期間のほぼ全てにおいて、労災保険による休業給付を支給されていたことが認められる。

一方、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、株式会社Bの経理部長は「申立期間のうち平成11年1月から同年6月までの期間については、標準報酬月額41万円相当の厚生年金保険料を控除していたが、この6か月の過徴収分保険料は、同年8月*日に清算している。」と回答しており、同社提出の所得税源泉徴収簿より確認できる過徴収分保険料を差し引いた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、株式会社Bは、「申立期間のうち、平成11年7月及び同年8月の期間については、標準報酬月額34万円相当の厚生年金保険料を控除している。」と回答し、所得税源泉徴収簿、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び給与支払明細書を提出しており、当該資料より確認できる報酬月額及び厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライ

ン記録より確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、上述のC労働基準監督署から回答のあった、申立人が通勤災害に遭遇した時の平均賃金の額（1万1,110円43銭）から算出される申立人の申立期間直前の給与額は34万720円であることが確認でき、申立期間当時の報酬月額に見合う標準報酬月額についても34万円であったことがうかがえる。

加えて、前述の経理部長は、申立期間当時の経理担当者が既に退職し、詳細は不明としており、このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 29 日から 51 年 1 月 1 日まで
オンライン記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた厚生年金保険被保険者加入記録が昭和 50 年 9 月 22 日から同年 12 月 29 日までとなっている。同年 12 月分の給料支払明細書からは、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、A株式会社では厚生年金保険料は当月控除していたことが確認できる上、申立人は、同社に入社した昭和 50 年 9 月から退職した同年 12 月まで毎月厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人はA株式会社を昭和 50 年 12 月 28 日に離職していることが確認できる。

また、上記の給料支払明細書によると労働日数欄に「自 11 月 26 日至 12 月 28 日」と記載されている上、昭和 50 年 12 月分 (25 日締め日) として支給された給与に基本給、住宅手当、B 手当及び職務手当が同月 26 日から同月 28 日までの日割り計算分が加算されて支払われていることから、申立人は、12 月の途中で同社を退職したと認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立期間に係る申立人の資格喪失

日は、昭和 50 年 12 月 29 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月15日から5年5月11日まで

A株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が20万円となっているが、当時の給与は40万円ぐらいであった。同社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録を当時の給与に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成4年7月15日から5年2月20日までの期間及び同年4月21日から同年5月11日までの期間について、A株式会社が提出した、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、当該事業所において4年7月15日に、20万円の標準報酬月額で被保険者資格を取得していることが確認できる上、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」においても、申立人は、当該事業所において5年5月11日に、標準報酬月額20万円被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間当時、B職の入社時の標準報酬月額は20万円で届け出た。」と回答している上、オンライン記録によると申立人とほぼ同時期（平成4年7月から同年9月まで）に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚4人全員の標準報酬月額が20万円であることが確認できることから、事業主が、申立人の標準報酬月額のみを同僚の取扱いと異なり、低額で社会保険事務所（当時）に届出していたとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者として、

その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成5年2月21日から同年4月20日までの期間について、A株式会社が提出した申立人に係る給与明細書によると、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額を基にした保険料額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。